

平成29年4月から開始

きょうとしかいごよぼう にちじょうせいかつしえんそうごうじぎょう 京都市介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正によって、要支援の方への訪問介護(ホームヘルプサービス)・通所介護(デイサービス)と介護予防事業を再編し、平成29年4月から、京都市介護予防・日常生活支援総合事業(本冊子では「総合事業」といいます。)を開始しています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、総合事業において、皆さまの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行うとともに、生活支援の担い手の多様化に取り組み、地域における支え合いの体制づくりを進めます。

平成29年3月まで

要支援の方への 介護予防サービス

訪問看護
訪問リハビリテーション
：
住宅改修 など

訪問介護

通所介護

介護予防事業

二次予防事業

・介護予防教室 等

一次予防事業

・介護予防教室
・高齢者の居場所 等

平成29年4月から

従来通り介護予防サービスとして
受けられます

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型 サービス

・介護型ヘルプサービス
・生活支援型ヘルプサービス
・支え合い型ヘルプサービス

通所型 サービス

・介護予防型デイサービス
・短時間型デイサービス
・短期集中運動型デイサービス

一般介護予防事業

・介護予防教室
・健康長寿サロン 等

+

地域支え合いボランティア

・電球交換等ちょっとした困りごと対応

※総合事業は、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

Q. 総合事業とは？

- A. 介護予防・日常生活支援総合事業の略称です。総合事業は、訪問型サービスや通所型サービスを含む「介護予防・生活支援サービス事業」（本冊子では「介護予防・生活支援サービス」といいます。）と、介護予防教室などに取り組む「一般介護予防事業」とから成ります。

総合事業のサービスは、高齢者の皆様の能力に応じて、自立した生活が営めるよう支援するものです。ご自身でできることを維持することや増やすことを目指し、できないことを補うことでその人らしい暮らしを支援します。

いつまでも自分らしく生活するために、適切なサービスを選択し、積極的に健康づくりに取り組みましょう。

Q. 総合事業の利用対象者は？

- A. 総合事業のうち、介護予防・生活支援サービスの利用対象者は、要支援者（「要支援1・2」の認定を受けた方）と「事業対象者」です。事業対象者とは、高齢サポート（地域包括支援センター）又は区役所・支所窓口で実施する「基本チェックリスト」によって基準に該当し、届出をされた方です（65歳以上の方のみ）。

ただし、40歳から64歳までの方（第2号被保険者）は、介護予防・生活支援サービスのみ利用する場合も、「要支援1・2」の認定を受ける必要があります。

また、一般介護予防事業の利用対象者は全ての65歳以上の高齢者です（運動制限を受けているなど、事業の内容や個別の状況により利用できない場合があります）。



Q. 現在、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用している場合はどうなりますか？

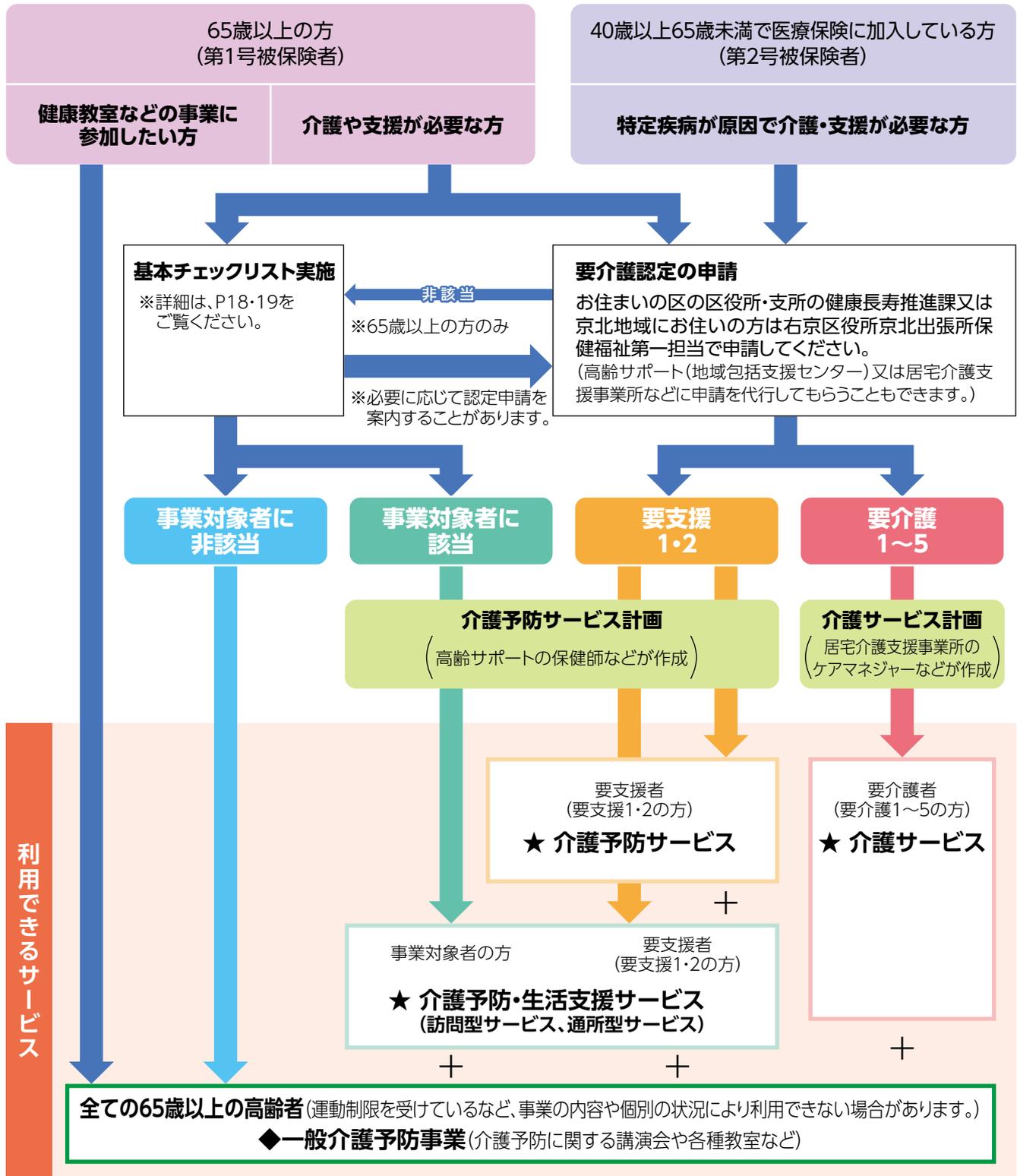
- A. 原則として、平成29年度中の認定更新時などに、順次、総合事業のサービス利用に移行します。更新時期が近づきましたら、お住まいの地域の高齢サポート（地域包括支援センター）などから必要な手続や利用できるサービスなどをご説明します。

なお、認定更新までは、現在の介護予防訪問介護又は、介護予防通所介護をご利用いただけますが、希望される場合は、認定更新よりも前に総合事業のサービスに移行することも可能です。

Q. 利用者の負担割合は変わりますか？

- A. 利用者の負担割合は、これまでの介護サービスや介護予防サービスと同じく、サービス費用の1割（原則）又は2割（一定以上所得者）です。

介護保険サービス等の流れ



利用料

★介護サービス、介護予防サービス、総合事業の訪問型・通所型サービス (訪問型サービス、通所型サービス)
・利用者負担は、原則としてサービス費用の1割又は2割
・施設サービスなどを利用した場合は、別途、食費・居住費・日常生活費などを負担

◆一般介護予防事業
原則無料ですが、参加される取組内容によっては、実費負担などが必要です。

介護保険 サービス

介護保険は
介護が必要な方を
みんなで支える
制度です。

介護保険の手続には マイナンバーが必要です。

マイナンバーを記入した申請書等を提出していただくときには、「マイナンバーカード(個人番号カード)」又は「マイナンバーが正しいことを確認できる書類(通知カード、マイナンバー付きの住民票等)」と「本人であることが確認できる書類(運転免許証、パスポート等)」を忘れずにお持ちください。

介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の「尊厳の保持」と「自立支援」という基本理念の下、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に創設されました。

制度創設以降高齢化の進行をはるかに上回る勢いで介護サービスの利用が増える等、市民生活の中に制度が定着しており、今後ますます介護を必要とする高齢者が増える中で、その役割はさらに重要となります。

京都市における高齢者人口の増加

平成12年
252,963人



平成29年
415,467人

(推計)

京都市における要支援・要介護認定者数の増加

平成12年
31,883人



平成29年
90,096人

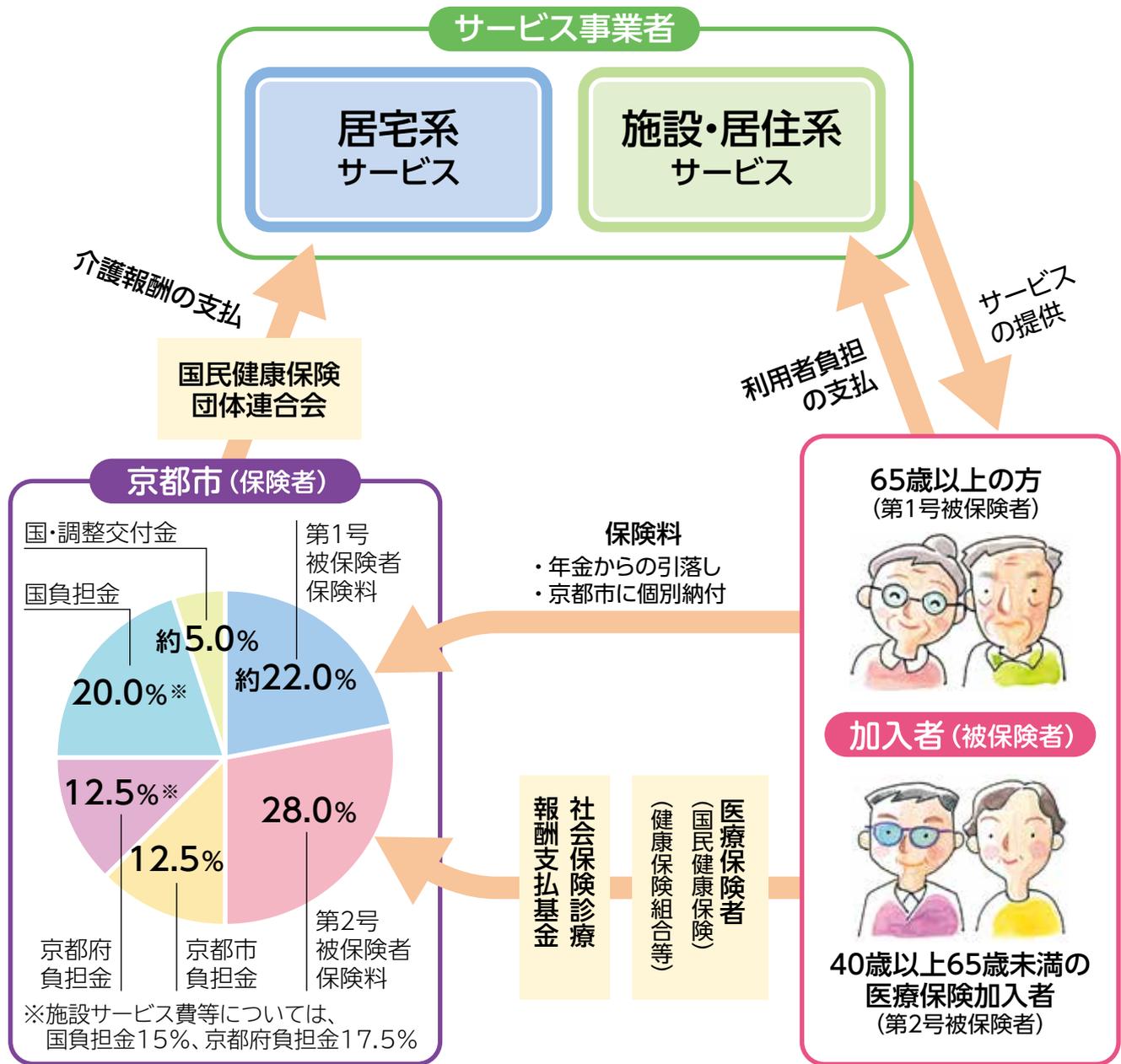
(推計)

～「第6期京都市民長寿すこやかプラン」から～

介護保険制度のしくみ

介護保険制度では、高齢者の介護費用を、国・地方自治体と国民がそれぞれ負担します。原則として40歳以上の方は、すべて加入を義務づけられています。

京都市の介護保険(介護予防・生活支援サービスを含む)は、高齢者の介護費用を国・京都府・京都市による公費(税金など)と、40歳以上の皆様に納めていただく保険料を財源として京都市(保険者)が運営しています。



「介護サービスのお知らせ」について

京都市では、介護保険でサービスを利用された方に、「介護サービスのお知らせ」を送付しています。この「介護サービスのお知らせ」は、介護保険のサービス費の請求書や支払通知ではなく、介護保険制度の運営についての理解を深めていただくとともに、積極的に個人情報の開示を図るため、利用されたサービスの種類や

費用額などをお知らせするものです。お知らせした内容に疑問があるときは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

介護保険の対象となる方は

介護保険の被保険者となる方、介護保険サービスを利用できる方は次のとおりです。なお、原則として介護保険に加入するための手続は必要ありません。

サービスを利用できる方

第1号被保険者(65歳以上の方)

寝たきりや認知症などで入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について介護が必要な方
家事などの日常生活行為に支援が必要な方

第2号被保険者

(40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)

初老期における認知症・脳血管疾患など老化に伴う16種類の病気(=特定疾病)が原因で介護・支援が必要な方

外国籍の方は?

次のいずれかに該当する場合は、京都市が運営する介護保険の被保険者になります。

- 京都市に住民登録をされている方
- 当初3か月以下の在留期間であっても、在留期間が3か月を超えて滞在すると認められる方

特定疾病とは?

第2号被保険者がサービスを利用するには、次の16種類の病気(=特定疾病)に該当することが必要です。

- がん末期
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- パーキンソン病関連疾患
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険被保険者証について

被保険者証は、京都市介護保険の被保険者であるという証明書ですので、大切に保管してください。

被保険者証の交付

第1号被保険者(65歳以上の方)

全員に交付します。

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)

- ・要介護認定の申請をされた方
 - ・被保険者証の交付申請をされた方
- ※第2号被保険者の方が交付申請されるときは、加入されている医療保険の被保険者証を提示してください。

被保険者証が必要なときは

- ・要介護認定などを申請するとき
- ・介護予防サービス計画・介護サービス計画を作成するとき
- ・サービスを利用するとき

紛失・破損したときは

お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当に届け出てください。

被保険者証の見方について

(被保険者証の見本)

①

介護保険被保険者証	
番号	1 2 3 4 5 - 6 7 8 9 0
住所	京都市中京区烏丸御池下る虎屋町566-1
フリガナ	介護 花子
氏名	昭和 5 年 5 月 6 日 性別 女
生年月日	平成 29 年 4 月 1 日
交付年月日	2 6 1 0 4 0
保険者番号	京都市 
並びに保険者の名称及び印	

要介護(要支援)認定又は事業対象者となった場合、②と③の記入欄に、次のように記載されます。

市町村が認定を行った年月日(事業対象者は基本チェックリスト実施日)が記載されます。

認定結果等の有効期間が記載されます。

要介護度に応じた1か月分の支給限度基準額が記載されます。

サービスの種類ごとに支給限度基準額を設ける場合に記載されます。

※住所・氏名・生年月日など記載事項に間違いがないかを確認しましょう。

介護保険の届出が必要なときは

原則として介護保険に加入するための手続は必要ありませんが、次のようなときは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当へ届出が必要です。

●市外へ転出しようとするとき

お住まいの区の区役所・支所、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所で発行する受給資格証明書を添えて、転入後14日以内に転入先の市町村に申請すると、京都市での要介護認定の効力が引き継がれます。

●市外から転入したとき

●市内で住所が変わったとき

お住まいの区を変わられたときは、新しい住所の区の区役所・支所、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所に届け出てください。

●京都市外の介護保険施設や養護老人ホーム等に入所するために住所が変わったときや、既に入所していて住所が変わったとき

●医療保険資格を喪失したとき (第2号被保険者のみ)

●次の施設への入所・退所を行ったとき

入所者は、介護保険の被保険者とならず、障害者施策などの適用を受けます。

- ① 指定障害者支援施設(生活介護と施設入所支援の支給決定を受けているものに限る。)
- ② 医療型障害児入所施設
- ③ 厚生労働大臣が指定する医療機関
- ④ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑤ ハンセン病療養所
- ⑥ 救護施設
- ⑦ 被災労働者の援護に係る施設
- ⑧ 指定障害福祉サービス事業者で療養介護を行う病院(療養介護を行うものに限る。)

●死亡したとき

●氏名が変わったとき

※現在お持ちの被保険者証等は、届出時に提出してください。

※区役所・支所市民窓口課、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所市民窓口担当で住所変更などの手続をされた後に、介護保険の手続(窓口は90・91ページ参照)をしてください。

要介護状態区分等(要支援1・2、要介護1～5又は事業対象者)が記載されます。

保険料の滞納により、給付制限を受けている場合に記載されます。(内容は47ページ参照)

要介護状態区分等 認定年月日又は基本チェックリスト実施日 ●平成 29 年 3 月 20 日		●要介護1
認定の有効期間 ●平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	区分支給限度基準額 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 1ヶ月当たり ●16,692単位	
(うち種類支給限度基準額)		
サービスの種類	種類支給限度基準額	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		
給付制限		
内容	期	
	開始年月日	年月日
	終了年月日	年月日
	開始年月日	年月日
	終了年月日	年月日
居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		
○○○居宅介護支援事業所 ●		
届出年月日 平成 29 年 2 月 20 日		
届出年月日 年 月 日		
届出年月日 年 月 日		
介護保険施設等		
種類		
名称		
入所等	年 月 日	退所等 年 月 日
種類		
名称		
入所等	年 月 日	退所等 年 月 日

介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼する事業所名などが記載されます。計画を自分で作成した場合、「自己作成」と記載されます。

施設サービスを利用するとき、介護保険施設などで施設の種類や名称、入退所年月日を記載します。

※裏面には注意事項が記載されています。よく読んでおきましょう。

※平成29年3月14日から被保険者証を上記の様式に変更しています。

それ以前に交付された旧様式の被保険者証も、引き続きご利用いただけます。

サービスの利用手続

介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)の利用には、要介護認定等の手続が必要です。なお、基本チェックリストは65歳以上の方が対象です。

相談

介護保険サービス等の利用を検討される場合は、お住まいの地域の高齢サポート(地域包括支援センター)又は、お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当(90・91ページ参照)にご相談ください。

■相談に来られる方

- ・ご本人又はご家族

申請

お住まいの区の区役所・支所の健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当(90・91ページ参照)で申請してください。

■申請を行う方

- ・ご本人又はご家族
- ・高齢サポート(地域包括支援センター)、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

■申請に必要な書類

- ①要介護認定等申請書
- ②介護保険被保険者証
- ③医療保険(健保・国保等)の被保険者証(第2号被保険者のみ)
- ④マイナンバーカード(個人番号カード)又はマイナンバーが正しいことを確認できる書類(通知カード、マイナンバー付きの住民票等)本人であることが確認できる書類(運転免許証、パスポート等)

要介護認定

訪問調査

調査員が家庭などを訪れ、心身の状態などについてお伺いします。

かかりつけ医の意見書

かかりつけ医がおられない場合は、お住まいの区の区役所・支所の窓口、京北地域にお住いの方は右京区役所京北出張所の窓口(90・91ページ参照)でご相談ください。

審査・判定

(京都市介護認定審査会)

介護を必要とするかどうか、また、どの程度の介護を必要とするかなどについて、保健・医療・福祉の学者経験者によって、審査・判定を行います。

認定

認定結果の通知は、原則として申請から30日以内に通知されます。(認定結果などに不服がある場合は、審査請求を行うことができます。)

要支援・要介護と認定された方は、介護保険サービスを利用することができます。要支援・要介護状態の区分に応じて利用できるサービス量や利用限度額などが決められています。

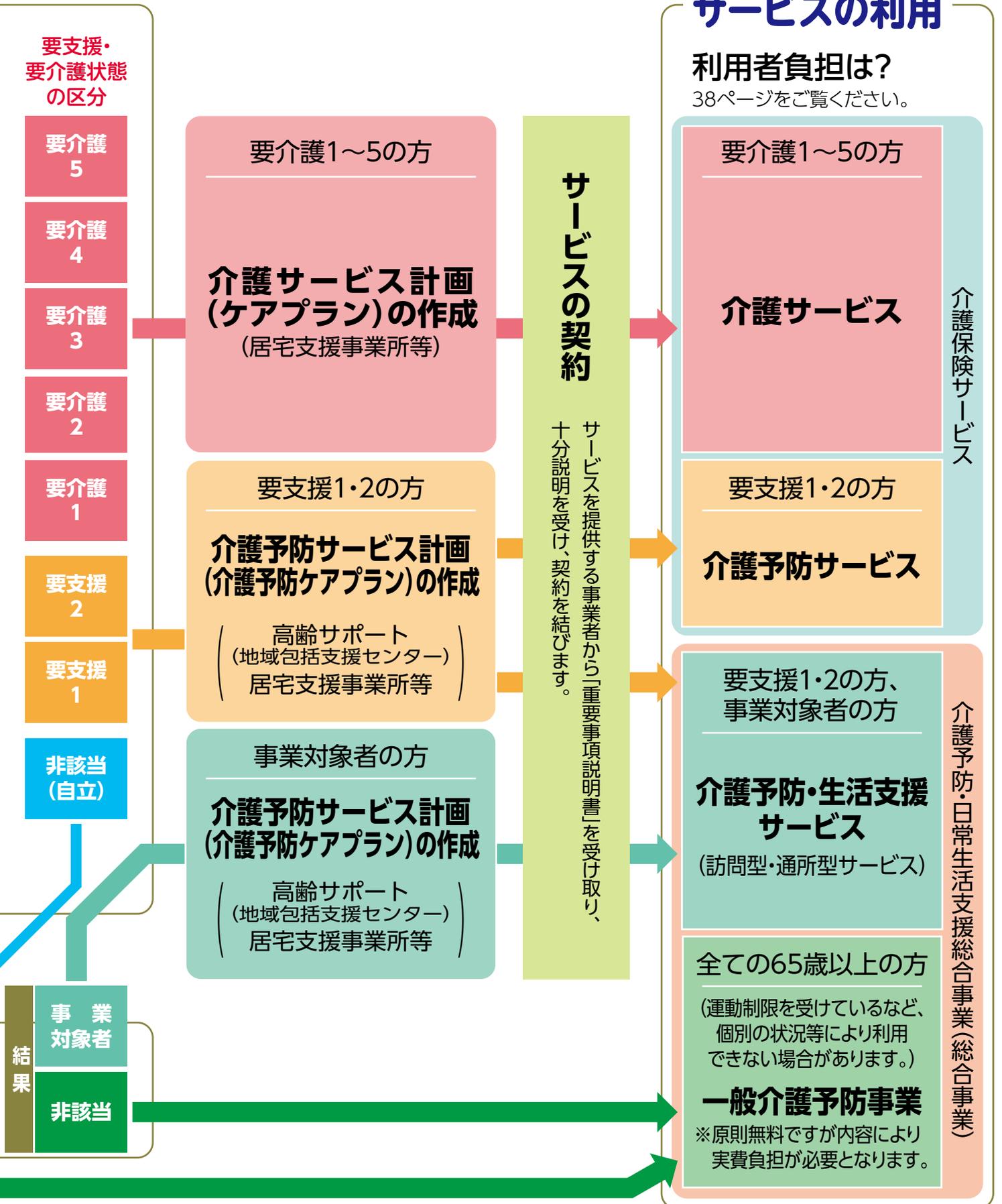
※必要に応じて、認定申請を案内することがあります。

※65歳以上の方のみ

基本チェックリストの実施

運動器の機能などの状態にかかわる25項目の質問(基本チェックリスト)について、ご本人に回答していただくことで、事業対象者に該当するかどうかを確認します。

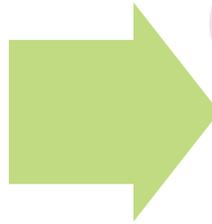
■必要な書類 上記、要介護認定の申請に必要な書類の②と④



お住まいの学区を担当する高齢サポート(地域包括支援センター)の保健師などが作成します。

要支援2の方の例

最近、足腰が弱り、
 外出することがおっくうになり、
 自宅での入浴や買い物が
 不安になってきた。



そこで
介護予防



ケアプランについて

利用者がより自立した生活を送るため、利用者の希望や心身の状況に応じたサービス等が利用できるよう、サービス等の利用計画(ケアプラン)の作成や、サービスを提供する事業者等との連絡調整を専門的な視点から行います。

介護予防サービス

**介護予防訪問
 リハビリテーション**
 理学療法士等の専門職が訪問し、住環境を確認し、入浴動作が行えるようリハビリテーションを行います。



介護予防・生活支援サービス

**訪問型サービス
 (介護型ヘルプサービス)**
 閉じこもりがちだったので、ヘルパーと一緒に買い物に行きます。



**通所型サービス
 (介護予防型デイサービス)**
 デイサービスセンターに通って入浴や体操などの機能訓練を行います。

介護保険以外の支援・サービス等

家族の支援
 週に1回は、家族が来て、掃除を手伝います。
自分自身で行うこと
 通所型サービスで習った体操を自宅でも行います。
介護保険以外のサービス
 食事を作ることが困難なので、栄養のバランスのとれた昼食を届けてもらいます。



介護予防サービス計画・介護サービス計画について

- 作成費用…利用者の自己負担はありません。介護保険から全額支払われます。
- 介護予防サービス計画・介護サービス計画を、ご本人が自分で作成される場合は、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当(90・91ページ参照)に届け出てください。

介護サービス計画(ケアプラン)とは?

〈要介護1～5の方〉

居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)などが作成します。

要介護3の方の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護		リハビリテーション 通所		リハビリテーション 通所		
午後	訪問介護		訪問介護		訪問介護		訪問介護
上記以外の介護保険サービス			福祉用具購入(ポータブルトイレ)				
介護保険以外のサービス			配食サービス(水・金を除く毎日1食、昼食時)				

脳梗塞の再発予防のための身体の観察、居室内での移動練習などを看護師が行います。

歩行機能の向上や生活動作の回復を図るために、理学療法士による訓練を受けます。

歩く練習もかねて、食材の買い物は一緒に行きます。調理は、少しずつ自分でできるよう練習していますが、できないところはホームヘルパーと一緒に作ります。

夜間、トイレに行くときに転倒するといけないので、ポータブルトイレを購入しました。

栄養バランスの改善のため、昼食の配食を依頼しました。

ケアプランを作るときに

自立支援のために必要なサービスであっても、利用の仕方によっては、また、単に楽だからという理由で必要性の乏しいサービスを利用しては、かえって心身の能力を低下させ、日常生活を送るうえで不自由になったり、家族の介護負担を重くすることさえあります。

ケアマネジャーは、ご本人の生活機能の維持・向上のことを考えて、ご希望と違う提案をするかもしれませんが、自立した生活への復帰や要介護状態の悪化の予防に役立つかどうか、ご家族を含めて十分に話し合い、ケアプランを作ることが大切です。なお、ケアプランは総合事業のサービスを利用する場合を除いて、ご本人が自分で作成することもできます。



介護支援専門員(ケアマネジャー)とは?

- ・介護を必要とする高齢者が、自立した生活を送るための援助に関する専門家です。
- ・どの事業者のどんなサービスを利用するかについて、相談を受けます。
- ・利用者の立場にたち、市町村やサービス提供事業者、介護保険施設との連絡・調整を行います。
- ・ご本人やご家族から依頼があれば、要介護認定の申請代行を行います。

※ご本人の意向によって、ケアマネジャーを変更することもできます。

介護保険で利用できるサービス

サービス1回(日)あたりの利用料[=介護費用の1割(一定以上の所得のある方は2割)]は、京都市内の事業所を利用した場合で、かつ、各種加算(介護職員処遇改善加算を除く。)のない場合、およその金額です。目安としてお考えください。サービスによっては、食費、滞在費など、別途、費用が必要な場合があります。

居宅系サービス

～介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションの介護報酬の設定について～

軽度者の状態を踏まえつつ、自立支援の観点に立った効果的・効率的なサービス提供体制を確保し、目標志向型のサービス提供を推進する観点から、できる限りサービス提供事業所の創意工夫が活かされるよう、月単位の包括的な設定とされています。

要介護1～5の方

要支援1・2の方

訪問介護・介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーがご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつの介助や日常生活の手助けをします。

*介護予防訪問介護については、平成29年4月以降、総合事業の訪問型サービスへ移行しており、要支援1・2の方は新規で利用できません。

■サービスの内容(介護予防訪問介護には、「身体介護」「生活援助」の区別はありません。)

身体介護	着替・入浴・排せつのお世話などの身体に直接触れる介護や、自立支援のための見守りを行います。	
生活援助	調理・洗濯・掃除など日常生活の援助を行います。 ◆生活援助を利用できるのは次の場合です。 ・利用者がひとり暮らしの場合 ・利用者の家族が障害や疾病などの場合 ・利用者の家族が障害や疾病でなくても、同様のやむを得ない事情により家事を行うのが困難な場合 ◆介護保険の対象とならないサービス ・本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事 ・庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても日常生活に差し支えがないもの ・大掃除など普段はやらないような家事	
通院時乗降介助	内 容 運輸局において道路運送法上の許可等を得た訪問介護事業所のホームヘルパーが、自宅から病院への通院において車両への乗り降りの介助に加え、自宅や病院内で必要な介助を行います。 対象の方 要介護1～5と認定された方で、一人で通院することが困難な方など 注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・車両で移動している間は、介護保険の対象になりません。 ・利用者の心身の状況を踏まえて、あらかじめ、ケアプランの中に通院時乗降介助の利用が位置づけられていることが必要です。 ・運賃を介護保険で補助しているものではありませんので、別途運賃が必要となります。 	※要支援12の方は利用できません。

■訪問介護1回あたりの利用料

▼身体介護の場合

20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降 30分毎
202円	299円	472円	686円	98円加算

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

▼生活援助の場合

20分以上 45分未満	45分以上
223円	274円

※同左

▼通院時乗降介助の場合

片道
118円

※同左

■介護予防訪問介護1か月あたりの利用料(月単位の定額報酬)

	週1回程度	週2回程度	週2回程度を超える場合
介護予防訪問介護	1,421円	2,841円	4,506円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※身体介護・生活援助の区分はありません。

※1か月間に複数の事業所を利用することはできません。

要支援1・2の方 事業対象者の方(P11参照)

ほうもんがた

訪問型サービス(総合事業)

ホームヘルパー等が、ご家庭を訪問して提供するもので、サービス内容によって「介護型ヘルプサービス」「生活支援型ヘルプサービス」「支え合い型ヘルプサービス」の3種類があります。複数のサービスを組み合わせで利用することもできます。

■サービスの内容(「身体介護」「生活援助」の内容は、訪問介護の項目を参照してください。)

	介護型	生活支援型	支え合い型
サービス内容	ホームヘルパーによる身体介護、または身体介護と併せて利用する生活援助	ホームヘルパーによる生活援助	京都市の定める研修を修了した従事者等による生活援助

■1か月あたりの利用料(いずれか1つのサービスのみを利用する場合は、月単位の定額となります。)

	介護型	生活支援型	支え合い型
週1回程度	1,421円	1,202円	790円
週2回程度	2,841円	2,399円	1,583円
週2回程度を超える場合	4,506円	3,811円	2,503円

※上記費用には、介護職員処遇改善加算分を含みます(「支え合い型」を除く)。

■1回あたりの利用料(複数のサービスを組み合わせで利用する場合のみ適用されます。)

	介護型	生活支援型	支え合い型
週1回程度	324円	274円	180円
週2回程度	329円	278円	183円
週2回程度を超える場合	347円	294円	193円

※上記費用には、介護職員処遇改善加算分を含みます(「支え合い型」を除く)。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方

要支援1・2の方

ほうもんにゆうよくかいご

かいご よぼうほうもんにゆうよくかいご

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車でご家庭を訪問し、入浴の介助を行います。

■サービス1回あたりの利用料

訪問入浴介護	1,398円
介護予防訪問入浴介護	944円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(一覧は99ページ)

定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心して生活が送れるようにするための援助を行います。

■1か月(30日)あたりの利用料

	一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護		連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	10,043円	6,884円	6,884円
要介護2	15,691円	12,288円	12,288円
要介護3	23,950円	20,401円	20,401円
要介護4	29,525円	25,807円	25,807円
要介護5	35,767円	31,211円	31,211円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※連携型の事業所を利用される場合には、連携先の指定訪問看護事業所においても自己負担が必要です。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

夜間対応型訪問介護

(一覧は99ページ)

24時間安心して在宅での生活ができるように、夜間の定期的な巡回訪問や、利用者などからの連絡に応じた随時訪問を組み合わせた、身のまわりの援助を行います。

■サービスの利用料(オペレーションセンター設置の場合)

基本料金(1か月あたり)	1,193円
定期巡回(1回あたり)	448円
随時訪問(1回あたり)	682円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1～5の方

要支援1・2の方

ほうもんかんご かいごよぼうほうもんかんご
訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などがご家庭を訪問し、健康チェックや療養上の世話などを行います。

■サービス1回あたりの利用料

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
訪問看護ステーション	332円	496円	871円	1,196円
病院又は診療所	281円	420円	607円	894円

要介護1～5の方

要支援1・2の方

ほうもん かいごよぼうほうもん
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などがご家庭でリハビリテーションを行います。

■サービス1回あたりの利用料 **319円**

自宅で専門家のリハビリが受けられます。



要介護1～5の方

要支援1・2の方

きょたくりょうようかんりしどう かいごよぼうきょたくりょうようかんりしどう
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などがご家庭を訪問し、療養上の管理、指導などを行います。

■サービス1回あたりの利用料

医師・歯科医師(月2回まで)	503円
看護師	402円*
病院又は診療所の薬剤師(原則月2回まで)	553円
薬局の薬剤師(原則月4回まで)	503円
管理栄養士(月2回まで)	533円
歯科衛生士(月4回まで)	352円

*新規認定、更新認定又は区分変更認定に伴うサービス提供開始後、6か月の間に2回を限度とする。

要介護1~5の方

要支援1・2の方

つうしょかいご

かいごよぼうつうしょかいご

通所介護・介護予防通所介護(デイサービス)

定員19人以上のデイサービスセンターなどで、機能訓練や食事の介助、レクリエーションなどを行います。(介護予防通所介護については、定員18人以下であっても、地域密着型ではなく、介護予防通所介護として指定されています。)

*介護予防通所介護については、平成29年4月以降、総合事業の通所型サービスへ移行しており、要支援1・2の方は新規で利用できません。

■通所介護1回あたりの利用料(通常規模型の場合)

	3時間以上 5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上 12時間未満	12時間以上 13時間未満	13時間以上 14時間未満
要介護1	476円	689円	782円	837円	893円	948円	1,003円	1,058円
要介護2	539円	804円	914円	969円	1,025円	1,080円	1,134円	1,190円
要介護3	601円	919円	1,050円	1,105円	1,160円	1,216円	1,271円	1,327円
要介護4	662円	1,034円	1,185円	1,241円	1,296円	1,352円	1,407円	1,462円
要介護5	726円	1,149円	1,321円	1,377円	1,432円	1,487円	1,543円	1,598円

※上記の費用には、入浴介助加算分及び介護職員処遇改善加算分を含みます。

※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要となる場合があります。

■介護予防通所介護1か月あたりの利用料(月単位の定額報酬)

要支援1	1,823円
要支援2	3,737円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。※各種の加算は含みません。

※左記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要となる場合があります。

※1か月間に複数の事業所を利用することはできません。

要支援1・2の方

事業対象者の方(P11参照)

つうしょがた

通所型サービス(総合事業)

デイサービスセンターなどで、機能訓練や入浴などを提供するもので、サービス内容によって「介護予防型」「短時間型」「短期集中運動型」の3種類があります。「介護予防型」と「短時間型」は、組み合わせて利用することもできます。

■サービスの内容

サービス	介護予防型	短時間型	短期集中運動型
提供時間等	原則3時間以上/回	原則1時間以上3時間未満/回	原則1時間以上1時間半未満/回
内容	機能訓練や送迎のほか、必要に応じて食事、入浴などを提供	機能訓練のほか、利用目的に応じて食事や入浴、送迎などを提供	原則3か月間、週2~3回、専門職による運動指導を実施

■1か月あたりの利用料(いずれか1つのサービスのみを利用する場合は、月単位の定額となります。)

入浴・送迎の有無	介護予防型		短時間型				短期集中運動型		
	入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし		送迎あり	送迎なし	
			送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし			
週1回程度	1,823円	1,601円	1,524円	1,070円	1,283円	829円	週2回程度	2,751円	1,965円
週2回程度	3,737円	3,295円	3,094円	2,191円	2,613円	1,710円	週3回程度	4,126円	2,947円

※上記費用には、介護職員処遇改善加算分を含みます(「短期集中運動型」を除く)。

■1回あたりの利用料(複数のサービスを組み合わせて利用する場合のみ適用されます。)

入浴・送迎の有無	介護予防型		短時間型				短期集中運動型
	入浴あり	入浴なし	入浴あり		入浴なし		
			送迎あり	送迎なし	送迎あり	送迎なし	
週1回程度	418円	368円	350円	246円	295円	191円	「短期集中運動型」は他の通所型サービスとの併用はできません。
週2回程度	431円	380円	357円	252円	301円	198円	

※上記費用には、介護職員処遇改善加算分を含みます(「短期集中運動型」を除く)。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1～5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

地域密着型通所介護

定員18人以下のデイサービスセンターなどで、機能訓練や食事の介助、レクリエーションなどを行います。
 (介護予防通所介護については、定員18人以下であっても、地域密着型ではなく、介護予防通所介護として指定されています。)

■地域密着型通所介護1回あたりの利用料

	3時間以上 5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上 12時間未満	12時間以上 13時間未満	13時間以上 14時間未満
要介護1	527円	765円	869円	924円	980円	1,035円	1,090円	1,146円
要介護2	596円	894円	1,016円	1,072円	1,127円	1,182円	1,238円	1,293円
要介護3	667円	1,023円	1,169円	1,224円	1,279円	1,335円	1,390円	1,446円
要介護4	735円	1,151円	1,321円	1,377円	1,432円	1,487円	1,543円	1,598円
要介護5	806円	1,281円	1,474円	1,528円	1,584円	1,639円	1,694円	1,750円

※上記の費用には、入浴介助加算分及び介護職員処遇改善加算分を含みます。

※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要となる場合があります。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1～5の方

認知症対応型通所介護

要支援1・2の方

介護予防認知症対応型通所介護

(一覧は100ページ)

認知症の方にデイサービスセンターなどに通っていただき、入浴や食事の介助、機能訓練などを行います。

■サービス1回あたりの利用料(単独型の場合)

	3時間以上 5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上 12時間未満	12時間以上 13時間未満	13時間以上 14時間未満
要支援1	632円	931円	1,051円	1,109円	1,167円	1,225円	1,284円	1,342円
要支援2	695円	1,032円	1,167円	1,225円	1,284円	1,342円	1,400円	1,458円
要介護1	716円	1,066円	1,206円	1,264円	1,322円	1,380円	1,438円	1,497円
要介護2	781円	1,175円	1,331円	1,389円	1,447円	1,505円	1,564円	1,622円
要介護3	849円	1,281円	1,455円	1,513円	1,571円	1,629円	1,688円	1,746円
要介護4	915円	1,390円	1,581円	1,639円	1,698円	1,756円	1,814円	1,872円
要介護5	982円	1,499円	1,705円	1,763円	1,822円	1,880円	1,938円	1,996円

※上記の費用には、入浴介助加算分及び介護職員処遇改善加算分を含みます。

※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方

つうしょ
通所リハビリテーション(ディケア)

要支援1・2の方

かいごよぼうつうしょ
介護予防通所リハビリテーション(ディケア)

介護老人保健施設や医療施設で、機能訓練(リハビリテーション)などを行います。

■通所リハビリテーション1回あたりの利用料(通常規模の医療機関の場合)

	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上 10時間未満	10時間以上 11時間未満	11時間以上 12時間未満	12時間以上 13時間未満	13時間以上 14時間未満
要介護1	419円	434円	546円	673円	857円	913円	968円	1,024円	1,079円	1,133円	1,189円
要介護2	451円	495円	630円	792円	1,022円	1,078円	1,132円	1,188円	1,243円	1,298円	1,354円
要介護3	485円	558円	714円	909円	1,184円	1,240円	1,295円	1,350円	1,406円	1,461円	1,515円
要介護4	516円	619円	799円	1,026円	1,351円	1,407円	1,462円	1,517円	1,572円	1,627円	1,683円
要介護5	550円	681円	883円	1,143円	1,514円	1,570円	1,625円	1,680円	1,736円	1,791円	1,847円

※上記の費用には入浴介助加算分及び介護職員処遇改善加算分を含みます。

※上記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

■介護予防通所リハビリテーション1か月あたりの利用料(月単位の定額報酬)

要支援1	2,002円
要支援2	4,104円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※各種の加算は含みません。

※左記の費用のほか、食費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※1か月に複数の事業所を利用することはできません。

要介護1~5の方

しょうきぼたきのうがたきょたくかいご
小規模多機能型居宅介護

要支援1・2の方

かいごよぼうしょうきぼたきのうがたきょたくかいご
介護予防小規模多機能型居宅介護

(一覧は97~99ページ)

利用者の心身の状態や希望などに応じて、「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供します。

■1か月(30日)あたりの利用料

要支援1	3,957円
要支援2	7,995円
要介護1	11,999円
要介護2	17,634円
要介護3	25,650円
要介護4	28,310円
要介護5	31,216円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※左記の費用のほか、食費、宿泊費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません)

看護小規模多機能型居宅介護

(一覧は99ページ)

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを提供します。

■ 1か月(30日)あたりの利用料

要介護1	14,348円
要介護2	20,076円
要介護3	28,222円
要介護4	32,008円
要介護5	36,205円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※左記の費用のほか、食費、宿泊費及び日常生活に要する費用(おむつ代など)の実費負担が必要です。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。



要介護1~5の方

要支援1・2の方

たん き にゅうしょせい かつかい ご

かい ご よ ぼうたん き にゅうしょせい かつかい ご

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所していただき、その施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活の介護や機能訓練などを行います。

■サービス1日あたりの利用料(介護老人福祉施設に併設の場合)

	1割負担額	食費 (基準費用額)	滞在費 (基準費用額)	合計
要支援1	500円	1,380円 (課税の場合)	840円 (多床室の場合)	2,720円
要支援2	617円			2,837円
要介護1	685円			2,905円
要介護2	761円			2,981円
要介護3	839円			3,059円
要介護4	915円			3,135円
要介護5	990円			3,210円



※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(38ページをご覧ください)。

※上記費用のほか、施設の体制等に応じた加算分の1割(一定以上の所得のある方は2割)負担及び日常生活費などの実費負担があります。

※おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。

要介護1~5の方

要支援1・2の方

たん き にゅうしよりょうようかい ご

かい ご よ ぼうたん き にゅうしよりょうようかい ご

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所していただき、医師や看護師などの医学的管理のもと、看護や機能訓練、日常生活の介護などを行います。

主に医学的配慮が必要な方が対象です。

■サービス1日あたりの利用料(介護老人保健施設に併設の場合)

	1割負担額	食費 (基準費用額)	滞在費 (基準費用額)	合計
要支援1	661円	1,380円 (課税の場合)	370円 (多床室の場合)	2,411円
要支援2	828円			2,578円
要介護1	894円			2,644円
要介護2	946円			2,696円
要介護3	1,012円			2,762円
要介護4	1,067円			2,817円
要介護5	1,125円			2,875円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(38ページをご覧ください)。

※上記費用のほか、施設の体制等に応じた加算分の1割(一定以上の所得のある方は2割)負担及び日常生活費などの実費負担があります。

※おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。

要介護1～5の方

要支援1・2の方

ふくしやうぐたいよ かいごよぼうふくしやうぐたいよ
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある場合に、自宅で過ごしやすくするための福祉用具や機能訓練のための福祉用具を借りることができます。

■都道府県等の指定した事業者が貸出しを行います。

■貸与種目

- ◆車いす※
- ◆車いす付属品※
- ◆特殊寝台※
- ◆特殊寝台付属品※
- ◆床ずれ防止用具※
- ◆体位変換器※
- ◆手すり(工事を伴わないもの)
- ◆スロープ(工事を伴わないもの)
- ◆歩行器
- ◆歩行補助つえ
- ◆認知症老人徘徊感知機器※
- ◆移動用リフト(つり具の部分を除く)※
- ◆自動排泄処理装置※



※要支援1・2及び要介護1の方(便吸引機能を有する自動排泄処理装置においては要支援1・2及び要介護1～3の方)は、一定の場合を除き、原則として給付対象外です。



詳しくは、担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

■利用料

- ・福祉用具貸与にかかる費用は、各事業者がそれぞれ設定します。
- ・利用者の自己負担額は、それぞれの費用の1割(一定以上の所得のある方は2割)です。

・同一の商品であっても、事業者によって費用が異なりますので、複数の事業者を比較して選択することをお勧めします。

要介護1~5の方

要支援1・2の方

ふくしやうぐこうにゆうひ

かいごよぼうふくしやうぐこうにゆうひ

しきゆう

福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費の支給

直接肌に触れて使用する入浴用や排せつ用の用具など、貸与になじまない福祉用具(特定福祉用具)について、購入費の9割(一定以上の所得のある方は8割)分を支給します[1割(一定以上の所得のある方は2割)分は自己負担になります。]。

■都道府県等の指定した事業者で購入していない場合は支給対象となりません。

■支給対象となる福祉用具(5種目)

- ◆腰掛便座
- ◆自動排泄処理装置の交換可能部品
- ◆入浴補助用具
- ◆簡易浴槽
- ◆移動用リフトのつり具の部分

左の5種目と定められています。該当しない場合は、9割(一定以上の所得のある方は8割)分の支給はできませんので、購入する前に、担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

■支給申請に必要な書類

- 申請書
- 被保険者証
- 領収証
- 購入した福祉用具を確認できるパンフレット類
- 購入が必要な理由書
(ケアマネジャーなどが作成します。)

腰掛便座



入浴補助用具



■支給方法

償還払いと受領委任払いのいずれかを選択して利用できます。

- ◆償還払い: 福祉用具の購入時にいったん費用の全額をお支払いいただいた後、自己負担分[1割(一定以上の所得のある方は2割)分]を除く9割(一定以上の所得のある方は8割)分を保険から支給します。
- ◆受領委任払い: 購入時に利用者は、自己負担分[1割(一定以上の所得のある方は2割)分]のみお支払いいただきます。保険給付分[9割(一定以上の所得のある方は8割)分]は、利用者から委任を受けた事業者に、市から直接支払います(「福祉用具購入費の受領に関する委任状」が必要となります。)

■支給限度基準額

支給の対象になる購入費の限度額は、要支援・要介護状態の区分にかかわらず、年間10万円です[支給額は9万円(一定以上所得のある方は8万円)まで]。10万円を超えた場合、超えた部分については、全額自己負担になります。

同一の商品であっても、事業者によって購入の費用が異なりますので、複数の事業者を比較して選択することをお勧めします。

福祉用具で「できる」ことを増やすために ~自立した生活に向けて~

福祉用具を上手に使うことで、誰かの力を借りなければできなかった日常生活のいろいろなことが、自分の力でできるようになることは、何ものにも代えがたい喜びや満足となるはずです。

便利な福祉用具も安易な利用や体に合わないものを利用することにより、かえって自立を損なってしまうことがあります。また、体に合っていない福祉用具を使用することで、かえって関節などに痛みを生じるなどの症状を発生させるおそれがあることにも注意が必要です。何が本当に自分のためになるのかをよく考えて、上手にサービスを利用しましょう。

〈適切な福祉用具を選ぶために〉

利用者の体格や体の状態などに合った福祉用具を利用するためには専門的な知識が必要ですので、事前に担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポートなどにご相談ください。また、次のところでも福祉用具についての相談を行っていますので、ご相談ください。

○長寿すこやかセンター

..... (詳細は9ページ)

要介護1~5の方

要支援1・2の方

じゅうたくかいしゅうひ

かいごよぼうじゅうたくかいしゅうひ

しきゅう

住宅改修費・介護予防住宅改修費の支給

在宅での生活に支障がないように、手すりの取付けや段差の解消など、身体状況に配慮した住宅の改修にかかる費用について、その9割(一定以上の所得のある方は8割)分を支給します[1割(一定以上の所得のある方は2割)分は自己負担になります。]。なお、保険給付を受けるためには、工事着工前にお住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当へ必要書類を提出し、改修内容等について確認を受ける必要があります。

■支給対象となる工事(6種類)

- ◆手すりの取付け
- ◆段差の解消
- ◆滑り防止や円滑に移動するためなどの床又は通路面の材料の変更
- ◆引き戸などへの扉の取替え
- ◆洋式便器などへの便器の取替え
- ◆その他上記の工事に伴って必要な工事

左の6種類の工事以外は、介護保険の給付対象にはなりません。また、工事の着工前に申請が必要となりますので、事前に担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)にご相談いただくか、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

■工事を行う前に提出が必要な書類

- 申請書
- 被保険者証
- 見積書(複数の事業者から見積りを取ることをお勧めします)
- 改修前の写真(日付の入ったもの)
- 住宅改修箇所見取図
- 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーなどが作成します)

■工事完了後に必要な書類

- 住宅改修費事前申請確認のお知らせ
(受領委任払いを利用の場合は「承認決定通知書」)
- 領収証
- 改修後の写真(日付の入ったもの)
- 工事費内訳書

■支給方法

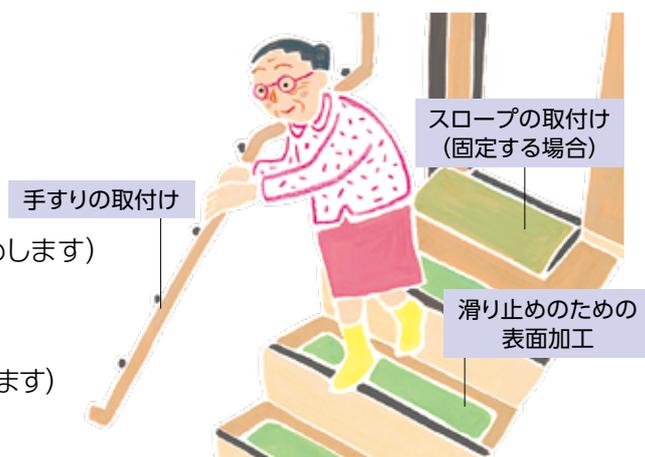
償還払いと受領委任払いのいずれかを選択して利用できます。

- ◆償還払い: 工事完了後にいったん費用の全額をお支払いいただいた後、自己負担分[1割(一定以上の所得のある方は2割)分]を除く9割(一定以上の所得のある方は8割)分を保険から支給します。
- ◆受領委任払い: 工事の完了後に利用者は、自己負担分[1割(一定以上の所得のある方は2割)分]のみをお支払いいただきます。保険給付分[9割(一定以上の所得のある方は8割)分]は、利用者から委任を受けた事業者へ、市から直接支払います(「住宅改修費の受領に関する委任状」が必要となります)。

■支給限度基準額

支給の対象になる改修費の限度額は、要支援・要介護状態の区分にかかわらず、1住居・1人の認定者あたり20万円です[支給額は18万円(一定以上の所得のある方は16万円)まで]。20万円を超える工事を行った場合、超えた部分については、全額自己負担になります。

住宅改修費支給後に、転居した場合や要介護度が3段階以上高くなった場合には、再度限度額まで利用できる場合があります。



詳しくは高齢サポート、居宅介護支援事業所又は、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

施設・居住系
サービス

- 下記の利用料のほかに、施設の体制等に応じた加算分の1割(一定以上の所得のある方は2割)負担や理美容代など日常生活に要する費用やレクリエーション費などの実費負担があります。
- おむつ代は介護保険の給付費に含まれますので、実費負担はありません。

施設サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

(一覧は105~107ページ)

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方に、日常生活の介護、健康管理などを行います。新規に入所される場合は、原則として要介護3以上であることが要件となります。

■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	18,570円	41,400円 (1日あたり 1,380円) (課税の場合)	25,200円 (1日あたり 840円)	85,170円
要介護2	20,850円			87,450円
要介護3	23,190円			89,790円
要介護4	25,440円			92,040円
要介護5	27,660円			94,260円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(38ページをご覧ください)。

■1か月(30日)あたりの利用料(個室・ユニットケア施設の場合)

	1割負担額	食費(基準費用額)	居住費(基準費用額)	合計
要介護1	21,240円	41,400円 (1日あたり 1,380円) (課税の場合)	59,100円 (1日あたり 1,970円)	121,740円
要介護2	23,460円			123,960円
要介護3	25,890円			126,390円
要介護4	28,140円			128,640円
要介護5	30,360円			130,860円

※上記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(38ページをご覧ください)。

※上記の利用料のほかに、施設の体制等に応じた加算分の1割(一定以上の所得のある方は2割)負担や理美容代など日常生活に要する費用やレクリエーション費などの実費負担があります。

市内の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所について

入所者の決定は、「京都市介護老人福祉施設入所指針」により、入所の必要性の高い方からとなり、いわゆる「申込順」ではありません。「入所申込書」に添付し提出する「優先入所に関する評価票」等に基づき、施設が設置する入所検討委員会で、入所申込者の介護の必要の程度及び家族の状況などを

総合的に勘案したうえで、入所の必要性の高い方から入所を決定します。なお、平成27年4月以降、新規入所の要件が、原則として要介護3以上であることに変更されています。※入所申込みに関するお問い合わせは、直接入所希望施設まで(105~107ページをご覧ください)。

施設サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

ち いきみっちゃんがかたかい ごろうじんぶくし し せつにゆうしよしゃせいかつかいご (一覧は 105~107ページ)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)

定員29人以下の介護老人福祉施設において、日常生活で常に介護が必要で在宅での介護が困難な方に、日常生活の介護、健康管理などを行います。

新規に入所される場合は、原則として要介護3以上であることが要件となります。

■1か月(30日)あたりの利用料

	1割負担額	食費 (基準費用額)	居住費 (基準費用額)	合計
要介護1	21,240円	41,400円 (1日あたり 1,380円) (課税の場合)	59,100円 (1日あたり 1,970円)	121,740円
要介護2	23,460円			123,960円
要介護3	25,890円			126,390円
要介護4	28,140円			128,640円
要介護5	30,360円			130,860円

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(38ページをご覧ください)。

※左記の利用料のほか、施設の体制等に応じた加算分の1割(一定以上の所得のある方は2割)負担や理美容代など日常生活に要する費用やレクリエーション費などの実費負担があります。

施設サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

かい ごろうじん ほけん し せつ ろうじん ほけん し せつ (一覧は107・108ページ)

介護老人保健施設(老人保健施設)

医学的管理の下での介護、看護、機能訓練、その他必要な医療などを行い、家庭での生活に戻れるよう支援します。

■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費 (基準費用額)	居住費 (基準費用額)	合計
要介護1	25,020円	41,400円 (1日あたり 1,380円) (課税の場合)	11,100円 (1日あたり 370円)	77,520円
要介護2	26,610円			79,110円
要介護3	28,560円			81,060円
要介護4	30,240円			82,740円
要介護5	31,950円			84,450円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(38ページをご覧ください)。

施設サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

かい ごりょうようがたい りょうし せつ りょうようびょうしよ (一覧は108ページ)

介護療養型医療施設(療養病床等)

長期療養が必要な方に、療養病床などの介護体制が整った医療施設で、看護、医学的管理下での介護、その他必要な医療などを提供します。

■1か月(30日)あたりの利用料(多床室の場合)

	1割負担額	食費 (基準費用額)	居住費 (基準費用額)	合計
要介護1	21,510円	41,400円 (1日あたり 1,380円) (課税の場合)	11,100円 (1日あたり 370円)	74,010円
要介護2	24,990円			77,490円
要介護3	32,490円			84,990円
要介護4	35,760円			88,200円
要介護5	38,550円			91,050円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※実際の食費・居住費は、利用者と施設との契約により決まるため、施設ごとに異なりますが、基準費用額(標準的な利用者負担額)が定められています。また、低所得の方に対しては負担軽減されることがあります(38ページをご覧ください)。

※利用料金は一定の条件のもと、1割負担で算定したものです。一定以上の所得のある方は2割負担となりますので、その場合には利用料は2倍となります。目安としてお考えください。なお、高額介護サービス費により、月額の上限額が定められていますので、一律に2倍になるものではありません。

居住系サービス 要介護1~5の方

とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご
特定施設入居者生活介護

居住系サービス 要支援1・2の方

かい ご よ ぼうとくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかい ご
介護予防特定施設入居者生活介護

(一覧は100~103ページ)

有料老人ホームやケアハウスなどに入所している方が介護が必要になったときに、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練や療養上の世話などを行います。

■すべての有料老人ホームやケアハウスなどが介護サービスを提供できるわけではありません。「特定施設入居者生活介護」として都道府県等から指定を受けた有料老人ホームやケアハウスなどに限ります。

■1か月(30日)あたりの利用料

要支援1	6,072円
要支援2	10,448円
要介護1	18,080円
要介護2	20,251円
要介護3	22,591円
要介護4	24,763円
要介護5	27,069円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※左記費用のほか、介護保険対象外の介護サービス費用、おむつ代、家賃に相当する額などの負担があります。

■施設から委託を受けた居宅サービス事業者がサービスを提供する「外部サービス利用型」の特定施設入居者生活介護もあります。



居住系サービス 要介護1~5の方 (要支援1・2の方は利用できません。)

地域密着型特定施設入居者生活介護

(一覧は100~103ページ)

定員29人以下の有料老人ホームやケアハウスなどにおいて、食事・入浴・排せつ等の介護、機能訓練を行います。

■1か月(30日)あたりの利用料

要介護1	18,080円
要介護2	20,251円
要介護3	22,591円
要介護4	24,763円
要介護5	27,069円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※左記費用のほか、介護保険対象外の介護サービス費用、おむつ代、家賃に相当する額などの負担があります。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。

居住系サービス 要介護1~5の方

認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

居住系サービス 要支援2の方 (要支援1の方は利用できません。)

介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

(一覧は95~97ページ)

少人数の認知症の高齢者がそれぞれ個室を持ち、家庭的な雰囲気の中で、介護職員の世話を受けながら共同生活を行います。

■1か月(30日)あたりの利用料

要支援2	26,310円
要介護1	26,430円
要介護2	27,690円
要介護3	28,500円
要介護4	29,100円
要介護5	29,700円

※左記の費用には介護職員処遇改善加算分を含みます。

※左記費用のほか、食材料費、おむつ代、理美容代、家賃、光熱水費などの実費負担があります。

※このサービスは、原則として京都市の介護保険被保険者の方のみがご利用いただけます。



利用者負担について

介護保険サービス（介護予防・生活支援サービスを含む）を受けた際に、利用者が負担する費用です。

- 利用者負担は、原則として、サービス費用の1割又は2割です。
利用者負担割合の判定方法は下表のとおりです。

		利用者負担段階	負担割合(原則)
第1号被保険者 (65歳以上の方)	市民税非課税の方、生活保護受給者及び旧措置入所者 本人の合計所得金額が160万円未満		1割
	本人の合計所得金額が160万円以上	同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額(※)」が 単身世帯:280万円未満 2人以上世帯:合計346万円未満	
		同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額(※)」が 単身世帯:280万円以上 2人以上世帯:合計346万円以上	
		第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方)	1割

※その他の合計所得金額…合計所得金額から年金所得を引いたもの。

- 施設サービスなどを利用した場合は、別途、食費・居住費(滞在費)、日常生活費などが自己負担となります。
【食費・居住費(滞在費)が自己負担の対象となる介護サービス、介護予防サービス、介護予防・生活支援サービス】

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護 など	食費 居住費(滞在費)
通所介護、通所型サービス、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護	食費

介護保険負担割合証について

介護保険サービス（介護予防・生活支援サービスを含む）を提供する事業所が利用者の皆様の負担割合を確認するため、「介護保険負担割合証」を要介護（要支援）認定又は事業対象者の登録を受けている方等を対象に交付します。介護保険サービスを利用される場合は介護保険サービスを提供する事業所に必ず介護保険被保険者証と一緒に「介護保険負担割合証」を提示していただくようお願いします。

介護保険負担割合証の交付対象者

- ・要介護認定(要支援)の申請をされた方
- ・基本チェックリストにより事業対象者になられた方
- ・交付申請をされた方

介護保険負担割合証が必要なときは

- ・介護予防サービス計画・介護サービス計画を作成するとき
- ・サービスを利用するとき

紛失・破損したときは

お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当に届け出てください。

介護保険負担割合証の見方について

(介護保険負担割合証の見本)

介護保険負担割合証	
交付年月日 平成29年 8月 1日	
番 号	12345-67890
住 所	京都市中京区 烏丸御池下る虎屋町 566番地の1
保 険 者	アサガハ ホイケ タロウ
氏 名	御池 太郎
生年月日	昭和28年 4月 16日
性別	男
利用者負担の割合	適用期間
1割	開始年月日 平成 29年 8月 1日 終了年月日 平成 30年 4月 30日
2割	開始年月日 平成 30年 5月 1日 終了年月日 平成 30年 7月 31日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	261040 京都市印

介護保険サービスを利用する際にお支払いいただく利用者負担の割合が記載されます。

左側に記載された利用者負担の割合が適用される期間が記載されます。

適用期間は、通常8月1日(8月1日以降に適用開始となる場合は、その開始日)から翌年の7月31日までの期間が記載されます。この適用期間の途中で負担割合が変更となる場合は、2段(変更前:上段、変更後:下段)で記載されます。

居宅系サービスを利用したときの利用者負担

居宅系サービスでは、介護保険から給付される利用限度額が決められています。

利用限度額を超えた分は、全額が利用者の自己負担になります。

サービスの種類や事業所が所在する地域によって、利用限度額が若干異なる場合があります。

サービスの種類		訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護 など
状態の区分	事業対象者	5,003 単位/月(約 53,000円)
	要支援 1	5,003 単位/月(約 53,000円)
	要支援 2	10,473 単位/月(約 111,000円)
	要介護 1	16,692 単位/月(約 176,000円)
	要介護 2	19,616 単位/月(約 207,000円)
	要介護 3	26,931 単位/月(約 283,000円)
	要介護 4	30,806 単位/月(約 324,000円)
	要介護 5	36,065 単位/月(約 379,000円)

*要支援の方が介護予防・生活支援サービスを利用する場合には、上記の利用限度額内で介護予防サービスと介護予防・生活支援サービスを一体的に管理します。

福祉用具購入費と住宅改修費の利用限度額

福祉用具購入費(特定福祉用具販売)	100,000円(年間)	要支援・要介護状態の区分にかかわらず定額
住宅改修費	200,000円(1住居・1人あたり)	

※かかった費用の1割(一定以上の所得のある方は2割)は自己負担となりますので、介護保険から支給される限度額は、福祉用具購入費で9万円(一定以上の所得のある方は8万円)、住宅改修費で18万円(一定以上の所得のある方は16万円)です。

※福祉用具購入費や住宅改修費の支給対象となる用具や改修の種類は、厚生労働省告示で定められています(詳しくは、32・33ページをご覧ください。)

施設・居住系サービスを利用したときの利用者負担

- 施設サービスを利用したときの利用者負担額は、①施設サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は2割)、②食費、③居住費、④日常生活費などの合計となります。

〈食費・居住費の基準費用額(月額目安)〉

食費・居住費は施設と利用者間で契約により決められますが、標準的な利用者負担額が定められています。

- ・食費:約4.2万円
- ・居住費:ユニット型個室→約6万円、ユニット型準個室→約5万円、
従来型個室→特養:約3.5万円、老健:約5万円、療養型:約5万円、
多床室→特養:約2.6万円、老健:約1.1万円、療養型:約1.1万円

- 食費・居住費の負担の軽減や従来型個室利用時の経過措置については、40・41ページをご覧ください。
- 居住系サービスを利用したときの利用者負担額についても、①施設サービス費用の1割(一定以上の所得のある方は2割)、②食費、③居住費、④日常生活費などの合計となります。

利用者負担の軽減について

介護保険では、利用者負担が著しく高額にならないためのしくみがあります。

特定入所者介護サービス費

介護保険施設等の食費・居住費の負担軽減

- 介護保険施設入所者(短期入所を含む)などの食費・居住費(滞在費)については自己負担となります。
- しかしながら低所得の方には、施設利用が困難とならないよう、所得等に応じ、負担限度額が定められており、食費・居住費について、特定入所者介護サービス費を支給することにより、負担を軽減しています。
- 負担額の軽減認定を受けた方には「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

申請が必要となりますので、詳しくは、利用されている施設や担当ケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。

■対象となる介護サービス・介護予防サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

※通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は給付の対象となりません。

■負担の限度額(月額目安)

- 下記の第1段階から第3段階に該当する場合でも、世帯を別にしている配偶者が市民税の課税者である場合や、預貯金等の金額が1,000万円(ご夫婦の場合は配偶者と合わせて2,000万円)を超える場合には、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。(生活保護を受給されている方は除きます。)

利用者負担段階	食費の月額 の目安 ()は日額	居住費の月額目安 ()は日額			
		ユニット型		従来型個室	多床室
個室	準個室				
第1段階 市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方など	1.0万円 (300円/日)	2.5万円 (820円/日)	1.5万円 (490円/日)	特養1.0万円(320円/日) 老健1.5万円(490円/日) 療養型1.5万円(490円/日)	0円
第2段階 市民税世帯非課税で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方など	1.2万円 (390円/日)	2.5万円 (820円/日)	1.5万円 (490円/日)	特養1.3万円(420円/日) 老健1.5万円(490円/日) 療養型1.5万円(490円/日)	1.1万円 (370円/日)
第3段階 市民税世帯非課税で第1段階・第2段階に該当されない方など	2.0万円 (650円/日)	4.0万円 (1,310円/日)	4.0万円 (1,310円/日)	特養2.5万円(820円/日) 老健4.0万円(1,310円/日) 療養型4.0万円(1,310円/日)	1.1万円 (370円/日)

※実際の負担額は日額で設定されます。

※特養=介護老人福祉施設/老健=介護老人保健施設/療養型=介護療養型医療施設

※ユニット型個室=共用リビングのある個室/ユニット型準個室=面積や壁の条件がユニット型個室に一部満たないもの/従来型個室=共用リビングのない個室/多床室=4人部屋など

■高齢夫婦世帯等の食費・居住費の軽減(市民税課税層における特例減額措置)

世帯に市民税の課税者がおられる方(利用者負担第4段階の方)や世帯を別にしていない配偶者が市民税の課税者である方は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

ただし、高齢者のご夫婦などで、一方の方が施設のユニット型個室などを利用し、第4段階の食費・居住費を負担されることによって、在宅で生活される配偶者等の方が生計困難にならないように、所得や預貯金等に応じて、食費・居住費が第3段階の額に減額される場合があります。

～従来型個室を利用するときの居住費についての経過措置～

介護保険施設の従来型個室を利用するときの居住費については、経過措置が設けられ、当面の間、一定の要件に該当する場合には、多床室の金額となります。

こうかくかいご ひ 高額介護サービス費

利用者負担が高額になったとき

自己負担額(月額)を世帯で合計した額が、一定の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻されます。

利用者負担段階		平成29年7月まで 自己負担上限額(月額)	平成29年8月以降(予定) 自己負担上限額(月額)
第1段階	市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方など	その方について 15,000円	変更なし
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年収入額の合計が80万円以下である方など	その方について 15,000円	
第3段階	市民税世帯非課税で、第1段階・第2段階に該当されない方など	24,600円	
第4段階	世帯に市民税の課税者がおられる方	37,200円	44,400円 ※
現役並み所得	世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がおられる方 ただし、以下のいずれかにあてはまる方は、申請することにより右記の金額となります。 ・世帯に第1号被保険者が1人の場合で前年の収入額が383万円未満の場合 ・世帯に第1号被保険者が2人以上の場合で収入額の合計が520万円未満の場合 (対象となる可能性のある方に対して、お知らせを送付します。詳しくは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお問い合わせください。)	44,400円 37,200円	44,400円 44,400円 ※

※自己負担が1割の方のみの世帯については、自己負担額の年間(8月から翌年7月末までの間)の合計額に対して、446,400円(37,200円×12月)の負担上限額を設定することが、国において検討されています。

■高額介護サービス費の支給額の計算に含めない費用

福祉用具購入費と住宅改修費の1割(一定以上の所得のある方は2割)負担分

介護保険施設(短期入所を含む)での食費・居住費など保険給付外のサービスにかかった費用

■高額介護サービス費の支給の可能性がある方には、京都市から「お知らせ」と支給申請書をお送りしています。

※原則として申請は初回のみ行い、それ以降は高額介護サービス費が支給される場合でも申請手続は不要となります。

■介護保険施設利用者の方は払戻しを受けるまでの間、費用負担が高額となることから、京都府下の介護保険施設の協力を得て、受領委任払制度を実施しています。この制度を利用すると、高額介護サービス費が、京都市から施設に直接支払われるため、施設の窓口では自己負担上限額を支払うだけで済みます。なお、受領委任払いの取扱施設については、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にお尋ねください。

医療費控除の取扱いについて

介護保険サービスの利用料は、医療費と同様に、所得税や住民税の「医療費控除」の対象となるものがあります。詳しくは、税務署でお尋ねください。

領収証はきちんと
保管しておきましょう。

利用者負担の軽減について

こうがく いりょうがっさんかい ご ひ 高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険における一定期間の自己負担額の合算額が著しく高額になる場合に、一定の限度額を超えた部分を支給することにより、世帯の負担軽減を図る制度です。8月1日から翌年7月31日までの一年間における介護保険と医療保険の自己負担額の合計額が一定の上限額を超え、著しく高額になった場合、申請により、上限を超えた額が払い戻されます。

■上限額(年額・世帯)

区 分	後期高齢者医療制度 +介護保険	被用者保険又は国保 (世帯内の70歳～74歳) +介護保険	区 分		被用者保険又は国保 (世帯内の70歳未満) +介護保険
				世帯員各々の基礎控除後の 総所得金額等の合計	
現役並み所得者	67万円	67万円	上位所得世帯	901万円超	212万円
				600万円超901万円以下	141万円
一 般	56万円	56万円	一般世帯	210万円超600万円以下	67万円
				210万円以下	60万円
低所得者	II	31万円	市民税非課税世帯		34万円
	I(個人)	19万円			
	I(世帯)	31万円			

※現役並み所得者世帯…市民税課税世帯で加入中の健康保険の被保険者証に記載された一部負担金の割合が3割の方がいる世帯

※一般世帯…市民税課税世帯

※区分II…市民税非課税世帯で区分I以外の世帯

※区分I…市民税非課税世帯で世帯の全員の各所得が0円の世帯(雑所得での公的年金等控除額については80万円とする。)

※上位所得世帯…世帯員各々の基礎控除(33万円)後の総所得金額等の合計が600万円を超える世帯

※被用者保険の方については、加入中の健康保険によって区分の基準が異なる場合があります。

※被用者保険又は国保(世帯内の70歳未満)+介護保険の区分については平成27年度(平成27年8月～平成28年7月)分以降の上限額となります。

りょうりょう かん けいか そち 利用料に関する経過措置

利用料の減免に関して次の経過措置があります。

訪問介護(ホームヘルプサービス)の利用料	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」によるホームヘルプサービスを利用していた方のうち、自己負担額が境界層該当として0円である方	利用料の自己負担が免除されます。
特別養護老人ホーム旧措置入所者の利用料、食費・居住費負担 ※ユニット型個室利用者の居住費は対象外となります。	平成12年4月1日より前から特別養護老人ホームに入所している方(旧措置入所者)	介護保険制度により、これまでの自己負担を大きく上回らないように、収入等に応じて、1割(一定以上の所得のある方は2割)の自己負担や食費・居住費の負担が減免される場合があります。

しゃかいふくし ほうじん り ようしゃ ふ たんけいげん 社会福祉法人による利用者負担軽減

経済的にお困りの方が、社会福祉法人が運営する施設等を利用される際に、利用者負担や食費・居住費について、その一部が軽減される場合があります。

軽減を受けるためには、利用先の社会福祉法人が軽減措置を実施している必要がありますので、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当又は利用先の施設等にお問い合わせください。

対象となるサービス種類	軽減の対象となる利用者負担	対象者 ※軽減を行う社会福祉法人のサービス事業者からサービス提供を受ける方のうち、市民税世帯非課税の方で、次の①～⑤のすべてを満たす方
訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護型ヘルプサービス	介護費	①年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ②預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。 ③日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑤介護保険料を滞納していないこと。
通所介護、介護予防通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防型デイサービス	介護費、食費	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	介護費、食費、滞在費	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	介護費、食費、宿泊費	
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※旧措置入所者として減免を受けている方を除く	介護費、食費、居住費	

※介護費の利用者負担、食費、居住費等の利用者負担を75%に軽減します(老齢福祉年金を受給されている方は50%)。

※生活保護受給者は居住費(滞在費)が全額軽減されます。

り ようりょう げんめん 利用料の減免について

災害や収入の著しい減少などの特別な理由により、利用料が一時的に払えないときは、減免される場合がありますので、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

ほけんりょう 保険料について

介護保険では、加入するすべての人に保険料を納めていただきます。保険料は、第1号被保険者と第2号被保険者とで、算定方法や納め方が異なります。

ほけんりょう さんていほうほう おさ かた 保険料の算定方法と納め方

	第1号被保険者(65歳以上の方)	第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)
保険料	所得段階区分に応じて算定します。	加入している医療保険の算定方法に基づいて計算されます(給料・所得に応じて異なります。)
保険料の納め方	<ul style="list-style-type: none"> ・年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方(年度途中で65歳になられた方、京都市に転入された方などを除く。) ⇒年金からの引落し(特別徴収) ・特別徴収以外の方 ⇒納期ごとに納付書や口座振替により納付(普通徴収) 	<p>医療保険料として世帯主又は扶養者が一括して納付</p> <p>医療保険料=医療保険分+介護保険分 (詳しくは、加入されている医療保険の保険者にお問い合わせください。)</p>

※保険料は、所得税や住民税の「社会保険料控除」の対象となります。

○第1号被保険者として保険料を納めるのはいつからですか？

65歳の誕生日の前日の属する月の分からです。

例えば 6月1日生まれの方 ⇒ 5月分から(実際に納めるのは翌6月から開始)

6月2日生まれの方 ⇒ 6月分から(実際に納めるのは翌7月から開始)

○年度の途中で65歳になったり、京都市に転入したときは？

年額18万円以上の老齢・退職・障害・遺族年金を受給されている方でも、当分の間は、「普通徴収」となります。「特別徴収」に変更になる場合、京都市から通知します。

○保険料は毎月納めるのですか？

- ・特別徴収の方 ⇒ 偶数月の年金支払分から、1回あたりおよそ2か月分を年金から引き落とします。
- ・普通徴収の方 ⇒ 毎月納付していただきます。

○保険料の納期限を過ぎて納付するとどうなりますか？

納期限を過ぎて保険料を納付する場合、納期限内に納付した方との公平性を保つため、納期限の翌日から完納までの日数に応じて、延滞金を保険料に加算して納めていただく場合があります。

りょう あんしん かくじつ こうぎふりかえ べんり ご利用ください! 安心して確実な口座振替が便利です。

普通徴収により金融機関又はゆうちょ銀行(及び郵便局)の窓口で納められている方は、毎月納付に行く必要もなく、納め忘れのない口座振替のご利用をお勧めします。

- 申込みは 取扱金融機関又はお近くのゆうちょ銀行(及び郵便局)の窓口でお申し込みください。
- 申込みに必要なものは
 - ①預金通帳又は貯金通帳
 - ②口座届出印
 - ③被保険者番号及び徴収番号がわかるもの
(介護保険被保険者証や納入通知書など)
 - ④京都市介護保険料口座振替依頼書

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

毎年4月1日を基準日として、1年間(4月から翌年3月)の保険料を次の区分により算定します。

所得段階区分			保険料率	年間保険料額 (月平均保険料額)	
第1段階	●本人が生活保護を受給している場合 ●本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合	本人の前年中の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計額	基準額 × 0.45	32,832円 (2,736円)	
第2段階	●本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合 (本人が単身の場合を含む。)		80万円以下	基準額 × 0.68	49,612円 (4,134円)
第3段階			80万円超 120万円以下	基準額 × 0.75	54,720円 (4,560円)
第4段階	●本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税(減免前)課税者がいる場合	本人の前年の合計所得金額	80万円以下	基準額 × 0.9	65,664円 (5,472円)
第5段階			80万円超	基準額	72,960円 (6,080円)
第6段階	●本人が市民税(減免前)課税の場合	本人の前年の合計所得金額	125万円以下	基準額 × 1.1	80,256円 (6,688円)
第7段階			125万円超 190万円未満	基準額 × 1.35	98,496円 (8,208円)
第8段階			190万円以上 400万円未満	基準額 × 1.6	116,736円 (9,728円)
第9段階			400万円以上 700万円未満	基準額 × 1.85	134,976円 (11,248円)
第10段階			700万円以上 1,000万円未満	基準額 × 2.1	153,216円 (12,768円)
第11段階			1,000万円以上	基準額 × 2.35	171,456円 (14,288円)

■課税・非課税は、京都市市税条例の減免規定の適用前で判断するため、市民税額が「0円」の方でも、課税として取り扱われる場合があります。

■実際に納めていただく介護保険料の年額は、10円未満の端数を切り捨てます。

■課税年金とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金等の公的年金等です。

■合計所得金額とは、地方税法第292条により算定された各種所得控除前の金額で、例えば、収入が課税年金のみの場合は、当該年金収入から公的年金等控除額を差し引いた後の額です。複数の種類の所得がある場合は、それぞれに算出された額を合計した額になります。

第1号被保険者の保険料は市町村の介護サービスの量で決まります。

平成27～29年度の京都市の保険料の基準額は、72,960円(月額6,080円)です。

* 平成27～29年度の3年間で、京都市全体で必要な介護保険サービスにかかる費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を、京都市内にお住まいの65歳以上の方の総数(保険料率で補正した人数)で割って算出しています。

* 3年ごとの介護保険事業計画の見直しに合わせて、保険料も見直します(次回は平成30～32年度)。

保険料について

ほけんりょう のうふ こんなん じじょう 保険料の納付が困難な事情があるときは

次のような事情により、保険料の納付が困難になった場合には、保険料が減額又は免除される場合があります。減免を受けるには、申請書及び要件を確認できる書類を提出していただく必要があります。詳しくは、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

火事・地震等の災害により著しく財産に損害を受けたとき

損害割合に基づく区分により、一定期間の保険料が免除されます。

必要な書類：り災証明書

刑事施設・労役場等に拘禁され、介護保険サービスを受けることができないとき

収監等の期間が2か月以上ある場合は、保険料が免除されます。

必要な書類：在所証明書・出所証明書等

主たる生計維持者が退職・休業したこと等により著しく所得が減少したとき

要件：(次の①、②両方の要件を満たす必要があります。)

- ①主たる生計維持者の所得の年間見込額が、退職・失業・入院・死亡・事業の休廃止などにより、前年所得の2分の1以下に減少していること
- ②収入減少後の世帯状況により推計した所得段階区分が、現在の所得段階区分より低くなること

減額の内容：現在の保険料額と新たに推計した保険料額との差額を減額します。

減額の適用：原則として申請のあった月から年度末まで。

必要な書類：(1)収入減少の原因がわかるもの (2)直近3か月の収入のわかるもの

経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められるとき

要件：下表の要件1,2の両方を満たす方がそれぞれ表示の内容の減額を受けられます。

要件1(※)	要件2	減額内容
保険料の所得段階区分が第1～3段階の方(生活保護受給者は除く。)で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:60万円 (世帯員が1人増えるごとに24万円を加算した額)	次の①～④をすべて満たす方 ①世帯の預貯金等(生命保険を除く。)の合計額が次の額以下であること ●1人世帯:240万円 (世帯員が1人増えるごとに96万円を加算した額)	介護保険料の基準額×0.21に減額
保険料の所得段階区分が第1～3段階の方(生活保護受給者は除く。)で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額の範囲であること ●1人世帯:60万円超80万円以下 (世帯員が1人増えるごとに32万円を加算した額)	②居住用以外の土地及び家屋を保有していないこと	介護保険料の基準額×0.42に減額
保険料の所得段階区分が第2,第3段階の方で、世帯全員の前年の収入の合計額が次の額の範囲であること ●1人世帯:80万円超120万円以下 (世帯員が1人増えるごとに48万円を加算した額)	③他の世帯に属する者の所得税・市町村民税の扶養親族になっていないこと ④他の世帯に属する者の医療保険の被扶養者になっていないこと	介護保険料の基準額×0.5に減額

※要件1の収入には、非課税の老齢福祉年金、遺族年金、障害年金、雇用保険、高齢外国籍市民福祉給付金、仕送り等あらゆる種類の収入を含みます。

減額の期間：原則として申請のあった月から年度末まで。

必要な書類：上記要件を確認できる世帯全員分の書類(年金の源泉徴収票・給与の源泉徴収票・確定申告書の控え・年金振込通知書・給与明細書等のいずれか、預貯金の通帳等、医療保険証)

ほけんりょう おさ
保険料を納めないでいると

特別な事情もなく保険料を滞納していると、次のような措置があります。

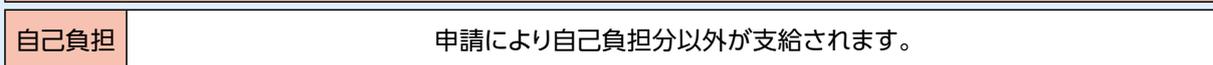
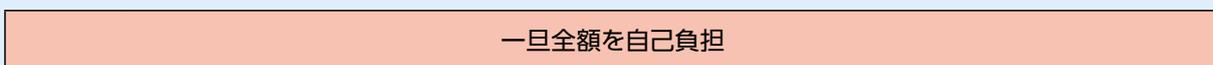
保険料を滞納してから1年以上経過してしまったとき

介護保険で利用された介護サービスの費用の全額を利用者が一旦自己負担し、区役所・支所（京北出張所管内にお住まいの方は京北出張所）で支給申請をしていただいたうえで、自己負担分を除いた介護保険給付額をお返しする支払い方法に変更します。

【通常の支払方法】

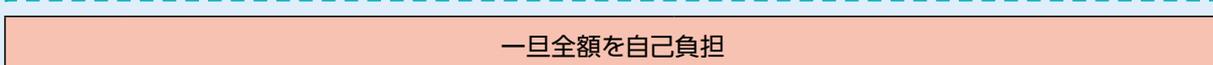


↓ 支払方法の変更



保険料を滞納してから1年6か月以上経過してしまったとき

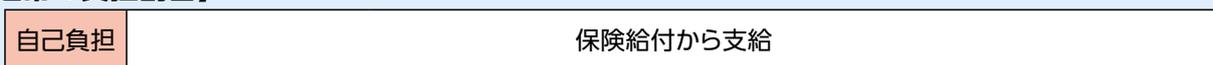
介護保険で利用された介護サービスの費用の全額を利用者が一旦自己負担し、支給申請後も保険給付が一時差し止めとなったり、なお滞納が続くと滞納分の保険料に充当することがあります。



保険料を滞納してから2年以上経過してしまったとき

保険料には時効（2年）があり、その期間を過ぎると納付することができなくなります。時効となった期間等に応じて、自己負担割合が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等（41ページ参照）が支給されなくなります。

【通常の負担割合】



↓ 自己負担割合の変更



差押え等の滞納処分

納期限が過ぎた保険料に対しては、納期限経過後に督促状を送付します。督促状を受け取ってなお納付されない場合は、差押え等の滞納処分を行うことがあります。

サービス提供事業者との契約のチェックポイントは？

介護保険サービス(介護予防・生活支援サービスを含む)を利用するには、サービス提供事業者との契約が必要です。契約上のトラブルを防止するために、わからないところ、疑問に思うことは、どんなことでもあらかじめ十分に尋ね、契約は書面で行いましょう。

- 職員の対応や身だしなみは、適切ですか？
- 「重要事項説明書」を受け取り、くわしく説明を受けましたか？

「重要事項説明書」とは

各事業者が、サービスを提供するにあたり利用者に交付することが義務付けられているものです。

契約に際しては、サービスの内容や利用者の負担額、実費負担額(日常生活に要する費用等)などの利用料について「重要事項説明書」を受け取り、十分に説明を受けてから同意することが必要です。

- 事業所は都道府県又は市町村の指定を受けていますか？
- ホームヘルパーなど直接介護してくれる人は、資格を持っていますか？
- サービスの内容はよくわかりましたか？
 - * サービスの内容はあなたの希望を踏まえたものですか？
 - * サービスの回数や曜日などは、ハッキリしていますか？
 - * 不要なサービスを強要されていませんか？
- 料金のしくみは、わかりやすく書いてありますか？
 - * 保険給付の対象となるサービスの利用料について
 - * 保険給付の対象とならないサービスの利用料について(全額自己負担)
 - * 体調不良などの理由でキャンセルした場合の取扱いについて
- 契約する事業者には、苦情受付の窓口はありますか？
- サービスの内容や直接介護してくれる人の変更はできますか？
- 事業者は、賠償保険に入っていますか？
- 契約を解約する場合のことが書いてありますか？

じゅうたくかいしゅう 住宅改修について

**ご注意
ください**

介護保険を利用して行う住宅改修の悪質業者によるトラブルには十分注意してください。

たとえば、こんな業者には要注意!

- 「役所、ケアマネジャーの紹介で…」とウソを言って近づく。
- 「家を無料点検中」「家が壊れますよ」などと言って訪れ、点検後、本来必要ない工事の契約を迫る。
- 依頼者の希望を聞かず、一方的に話を進めてしまう。

介護保険を利用して住宅改修をするときには、必ず事前に担当のケアマネジャー又はお住まいの学区担当の高齢サポート(地域包括支援センター)やお住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にご相談ください。

事業者を選ぶときの参考となる情報はありますか？

○事業者情報は、下記にてご覧いただけます(各ホームページアドレスは裏表紙をご覧ください。)

京都市発行の冊子 「介護保険事業所情報エリアマップ」	区ごとに地図情報と事業所情報を掲載。 区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当で配布しています。
ホームページ「京都府高齢者情報相談センター」の介護保険指定事業者検索	サービスごと、地域ごとに検索することができます。
介護サービス情報の公表	京都府介護サービス情報公表システムのホームページから閲覧できます。 http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/26/index.php
介護サービスの第三者評価	京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のホームページから閲覧できます。 http://kyoto-hyoka.jp/

介護の現場では～身体拘束のないケアの実現に向けて～

平成12年4月に介護保険制度がスタートしてから、介護保険施設での身体拘束が禁止されています。

Q1 なぜ、身体拘束は廃止しなければならないのでしょうか？

A1 身体拘束は人権擁護の面で問題です。また、身体拘束を行うことにより、ますます本人の体力が衰え認知症も進み、その結果さらに拘束を必要とすることになるという「悪循環」を生じてしまうのです。

Q2 身体拘束は安全確保のためにやむを得ないのでしょうか？

A2 「本人の安全確保」や「スタッフ不足」のため、身体拘束はやむを得ないといった考え方は、多くの介護現場での実践の積み重ねにより、誤解を含んだものであることが明らかになっています。身体拘束廃止の取組は、介護全体の質の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものなのです。

Q3 身体拘束についての相談窓口はありますか？

A3 ○京都府に、身体拘束に関する相談窓口が設置されています。

相談専用電話(京都府高齢者支援課内)

075-414-4590〈月～金曜日、9時～17時。休所日:土・日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)〉

○長寿すこやかセンターには、高齢者の権利擁護に関する相談窓口があります。

長寿すこやかセンター「高齢者110番」075-354-8110

〈月～土曜日、9時～21時30分／日・祝日、9時～17時。

休所日:各月第3火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始(12月29日～1月4日)〉

安全のためやむを得ないと思っても、誰もが自分や自分の家族が身体拘束を受けたいと望んでいるわけではありません。利用者やその家族が「身体拘束はしてほしくない」と意思表示することが、身体拘束廃止の取組を進める大きな力になるのです。

ぞんじ かいご そうだんいん ご存知ですか? 介護相談員

かいご そうだんいん は けんじ ぎょう じ ぎょう 介護相談員派遣事業とはどのような事業ですか?

介護相談員派遣事業は、「介護相談員」が介護サービスを提供している施設等を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問や困りごとなどを聴き、サービスを提供している施設等との橋渡しや、利用者等が自らいを伝えられるよう支援する事業です。

平成15年4月から、介護保険施設等の「人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)」において、施設等は介護相談員の積極的な受入れに努めるよう規定されています。

この事業は、課題や問題等が生じてからの苦情解決ではなく、利用者や家族の権利擁護の観点から、苦情に至る事態を未然に防止し、日常的な疑問や困りごとなどに対応して改善の途を探ることで、介護サービスの質的な向上を図ることを目的としています。

かいご そうだんいん ひと 介護相談員にはどのような人がなっているのですか?

介護相談員は、介護サービスを利用する市民と同じ目線に立つことが大切であることから、市民参加型の取組として、高齢者保健福祉に関心を持つ市民の方に活動していただいています。

また、介護相談員は、利用者等から直接相談を受け、プライバシーに係る内容について知り得る立場にあります。そのため、「京都市介護相談員派遣事業実施要綱」において、守秘義務の遵守について規定しており、活動の前に守秘義務に係る宣誓書を提出していただいています。

かいご そうだんいん は けんじ ぎょう そうだん 介護相談員派遣事業にはどのような相談ができますか?

介護相談員がお聞きする相談内容は、①利用者等の情報不足、誤解・勘違いによるもの、②利用者個人の嗜好、選択に関わるもの、③介護の内容に関わるものです。

家族問題等の相談や、車いすへの移乗、食事の介助など「介護」にあたる行為、利用者同士のトラブルの仲裁等は行いません。

かいご そうだんいん は けんじ せつ 介護相談員派遣施設【平成29年6月現在】

介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム原谷こぶしの里
嵐山寮特別養護老人ホームひろさわ
介護老人福祉施設花友いちほら
特別養護老人ホーム東旺苑
介護老人福祉施設シオンの里
特別養護老人ホーム 宝生苑
特別養護老人ホームフジの園
特別養護老人ホームみやびのその
小栗栖の家ほっこり
特別養護老人ホーム 深草しみずの里
小規模特別養護老人ホーム「ヴェルデ上賀茂」
特別養護老人ホーム都和のはな

介護老人保健施設
介護老人保健施設ハーモニーこが
介護老人保健施設めくもりの里
認知症対応型共同生活介護
グループホーム 京都北山の家
グループホームみさき岩倉
グループホームいまくまの
グループホーム 喜林
医療法人社団育生会 グループホームふかくさ
ヒューマンライフケア伏見グループホーム
小規模多機能型居宅介護
エイジフリーケアセンター京都天神川・小規模多機能
エイジフリーケアセンター京都花園・小規模多機能

かいご そうだんいん にち かつどう
介護相談員の1日の活動

時間	活動状況等
(午後)2時頃	介護保険施設等を訪問。活動開始。
2時～3時半	利用者から話を聴く。 ●Aさんから若い頃の話聴く。「施設は良くしてくれていて何も言うことはない。」と話されていた。 ●Bさんと話をする。話の中で「ベランダで植物を育てたい。」と希望されている。 ●Cさんと話をする。活動を始めた頃は、話をしてもらえなかったが、何回も訪問するうちに打ち解けてきて、最近では「また来てね。」と言われる。Cさんから「もっと外出したい。」との希望を聞く。
3時半～	施設の介護相談員担当者と面談し、Bさん、Cさんの希望と食事時間中に気づいたDさんの机の高さのことを伝える。 施設担当者から次のように聞く。 ●Bさんの希望については、早速ベランダにプランターを置いて植物を育てられるようにしますとのこと。 ●Cさんの希望については、利用者が外出する際には、どうしても職員の見守りが必要なので、さらに外出を増やすのは今のところ難しいとのこと。 ●Dさんの机の高さについては、施設担当者も確かめてみますとのこと。
4時頃	施設担当者と次回の活動日を調整し、その日の活動終了。 帰宅後、活動記録表に1日の活動内容を記録。

利用者の気持ちに寄り添って話を聴くことを心がけています

利用者のプライバシーに十分配慮します

そうだん じれい
相談事例

相談内容	相談員の対応や施設等からの説明等
<p>●利用者からの相談</p> <p>2階で男性利用者さんと毎日の暮らしについて会話をした。「毎日、退屈で将棋をしたいが相手がいない。」とおっしゃっていた。その後、3階で別の男性利用者さんとの会話で、この方も将棋が好きだとわかった。「相手をしてくれる人がいるならしたい。」とのこと。</p>	<p>■介護相談員の対応</p> <p>施設に、お二人で将棋ができないか提案した。</p> <p>▶施設の対応</p> <p>施設の担当者は、よくお相手を見つけてくださったと喜ばれていた。お二人(利用者さん)に声かけして下さるとのこと。</p>
<p>■相談員による気づき</p> <p>最近ジグソーパズルを始められた男性利用者さんから話を聞いた。絵柄について話が及ぶと家族写真を指差された。最近お父さんが亡くなられたらしい。写真に写る木とパズルの絵柄の木は似ている。亡き父の思い出をパズルに重ねられておられるのかもしれない。 パズルの台が低いように感じられたため、「台を高くしてもらいますか」と伺うと、「高くして欲しい」と希望された。</p>	<p>■介護相談員の対応</p> <p>左記の内容を職員に伝え、そういった心情に配慮して見守ってほしい旨も事業所へ依頼した。</p> <p>▶事業所の対応</p> <p>「わかりました。」とのこと。</p>

介護保険について、困ったことや相談したいことがあるときは、身近な窓口へご相談ください。
サービス内容への苦情については、サービス事業者自身も適切な対応をすることになっています。

●区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北出張所保健福祉第一担当

(電話番号は90・91ページをご覧ください。)

- ・介護保険制度全般についての相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。
- ・サービス内容への苦情については、事業者を確認・調査し、今後のサービスの改善に向けた指導・助言を行っています。

●京都府国民健康保険団体連合会

- ・サービス内容について苦情があるときは、京都府国民健康保険団体連合会へ申し立てることができます。利用者や家族からの苦情申立に基づき、事業者のサービスの質の向上等を目的として、個別の案件について調査・指導・助言を行います。
- ・苦情申立書は、区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当にも備え付けています。
〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620 COCON 烏丸内
TEL 075-354-9090 FAX 075-354-9055

●京都府介護保険審査会

- ・京都市（保険者）が行った要介護認定に関する処分や保険料の賦課・徴収などに関する処分について不服があるときは、京都府に設置された京都府介護保険審査会に審査請求することができます。
- ・審査請求は、要介護認定の結果通知など処分の内容を知った日の翌日から3か月以内に行う必要があります。
- ・手続は、お住まいの区の区役所・支所健康長寿推進課高齢介護保険担当、京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当でも行うことができます。